



平成 24 年 10 月 26 日

各 位

会社名：株式会社じもとホールディングス
(コード番号：7161 東証第一部)
代表者名：取締役社長 栗野 学
問合せ先：取締役総合企画部長 芳賀 隆之
(TEL：022-722-0011)

自己株式（A 種優先株式）の取得・消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます。）に基づき、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）にお引受け頂いております当社 A 種優先株式の全部について、下記の通り会社法第 156 条第 1 項の規定に基づく自己株式取得に係る議案を平成 24 年 12 月 12 日開催の当社臨時株主総会に付議すること及び同法第 178 条に基づく消却を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社が A 種優先株式を臨時株主総会の決議に基づき、平成 24 年 12 月 28 日に取得・消却する方針につきましては、当社の完全子会社である株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）の同年 9 月 14 日付プレスリリース「自己株式（第Ⅲ種優先株式）の取得・消却に関するお知らせ」及び「第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」において公表されております。

記

1. 自己株式（A 種優先株式）の取得・消却を行う目的

平成 24 年 9 月 14 日に、きらやか銀行が公表した「第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」に記載の通り、当社では、新たに金融機能強化法附則第 9 条第 1 項に定める「震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編銀行持株会社等」として C 種優先株式（200 億円）と D 種優先株式（100 億円）を発行する予定としております。当該優先株式の発行により、新たに 300 億円の公的資金を国にお引受け頂くこととなりますが、C 種優先株式（200 億円）の発行については、同日に本件 A 種優先株式（200 億円）を取得（消却）することを条件とされており、当社が新たに国にお引受け頂く公的資金の純増加額は 100 億円であり、総額では 600 億円となります。

本日当社が A 種優先株式の取得・消却を決議した目的は、「震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編銀行持株会社等」として前記 C 種優先株式を発行するためであります。

2. 自己株式の取得・消却の内容

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| (1) 取得及び消却する株式の種類 | 株式会社じもとホールディングス A 種優先株式 |
| (2) 取得及び消却する株式の総数 | 100,000,000 株（発行済 A 種優先株式に対する割合 100%） |
| (3) 取得価額 | 1 株あたり 200.777 円（注）（発行価額 200 円） |
| (4) 取得価額の総額 | 20,077,700,000 円 |
| (5) 取得先 | 株式会社整理回収機構 |

(6) 取得・消却予定日

平成 24 年 12 月 28 日

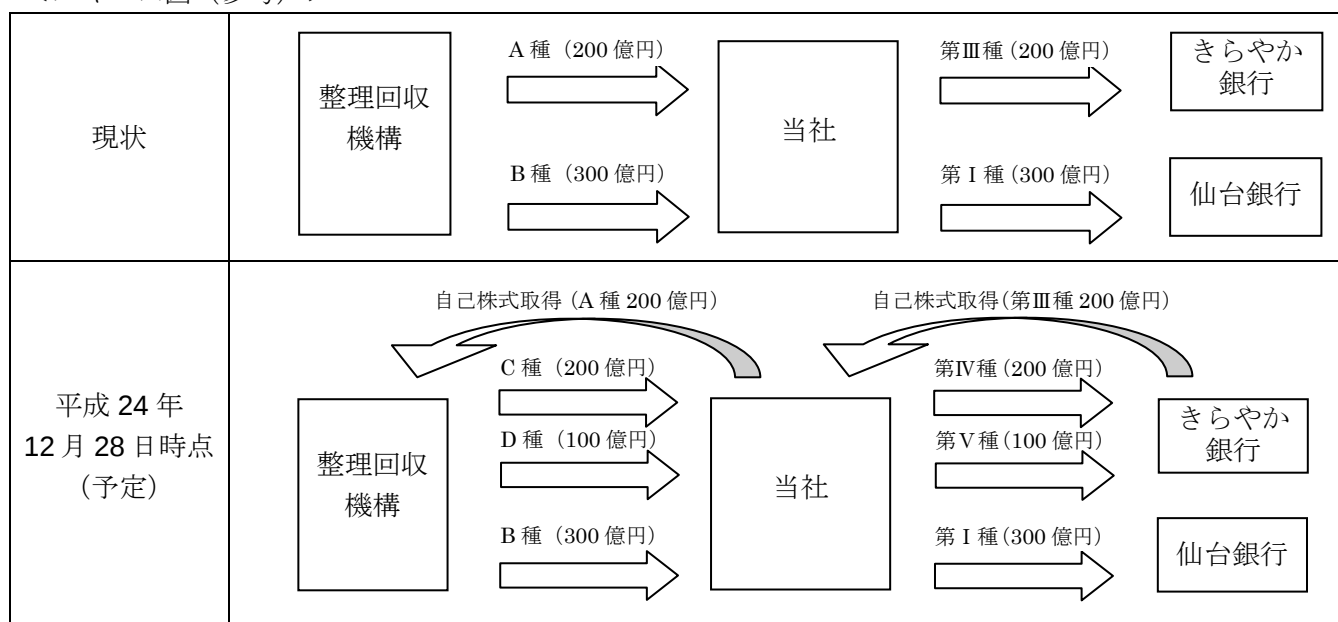
(注) 本優先株式 1 株あたりの払込金額相当額 200 円に、本優先株式に係る経過優先配当金相当額 0.777 円 (平成 24 年 10 月 1 日 (同日を含む。) から平成 24 年 12 月 28 日 (同日を含まない。) までの日数 88 日に優先配当金 3.22 円を乗じた金額を 365 で除して得られる額 (円位未満少数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。)) を加えた額。

3. 自己株式の取得・消却の条件

当社が A 種優先株式を取得・消却する条件として、平成 24 年 12 月 12 日開催予定の当社臨時株主総会において、A 種優先株式の取得の議案が承認されることが前提となります。

なお、当社による A 種優先株式の取得・消却、C 種優先株式並びに D 種優先株式の発行及びきらやか銀行による第Ⅲ種優先株式の取得・消却、第Ⅳ種優先株式並びに第Ⅴ種優先株式の発行は、全て同日 (平成 24 年 12 月 28 日) に実施される予定です。

<スキーム図 (参考) >



※上記の各金額は各優先株式の払込金額の総額

以 上

本件についての問い合わせ先
総合企画部 杉山 (022) 225-8277